

宅地分譲

令和8年度 新輝宅地開発支援事業



住環境整備の推進と定住人口の拡大を目的とし、
民間事業者による宅地整備・道路整備にかかる経費の一部を補助します。

■ 補助対象事業

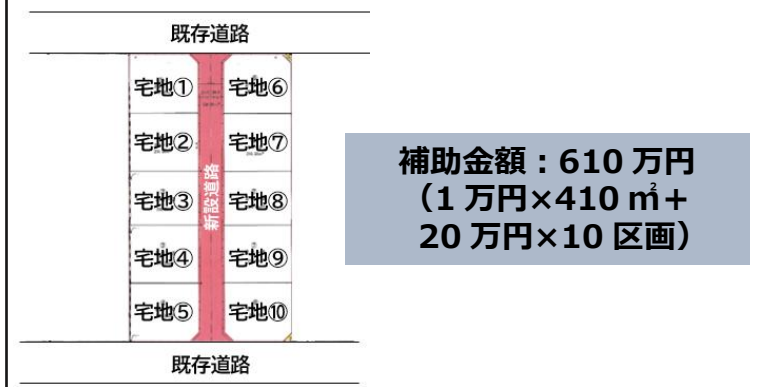
事業の内容	補助対象事業	用途
宅地開発事業	5区画以上の整備を行うもの (空家を解体する場合は、 2区画以上の整備を行うもの)	一戸建て住宅
NEW 復興宅地開発事業	公費解体等跡地を含み、2区画以上の整備または賃貸集合住宅用地の整備を行うもの	一戸建て住宅又は 賃貸集合住宅 (長屋、共同住宅)

- ・一戸建て住宅用の宅地の分譲の場合、1区画あたり165㎡以上であること。
- ・宅地開発に必要な道路の新設又は拡幅を伴い、その両端を他の道路に接続することが必要。
また、道路は無償で市で帰属させること。
- ・復興宅地開発事業は、一戸建て住宅の場合令和9年度末までに分譲を開始できるもの。
- ・復興宅地開発事業は、賃貸集合住宅の場合令和9年度末までに入居者募集を開始できるもの。
- ・復興宅地開発事業は、令和7年4月1日以後に土地売買契約を行う事業について適用。

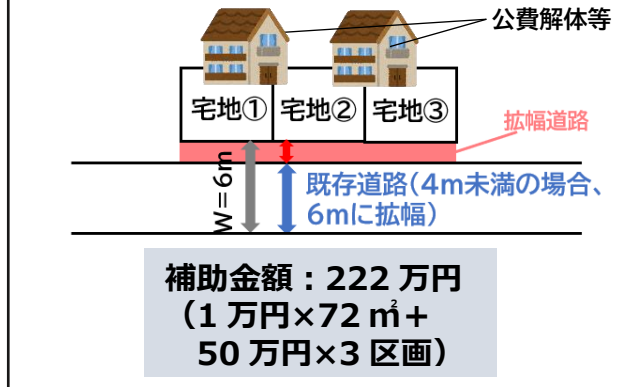
■ 補助金額

事業の内容	宅地整備補助金額	道路整備補助金額
宅地開発事業	1区画当たり一律20万円	新設又は拡幅する道路の面積 1㎡当たり1万円
NEW 復興宅地開発事業	1区画当たり一律50万円 賃貸集合住宅用地の場合は 1㎡当たり3千円	

・宅地開発事業イメージ図



・復興宅地開発事業イメージ図



■ 申請について

事前相談が必要ですので、以下問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ・申請先】羽咋市役所 2階 地域整備課
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200
☎0767-22-9645 E-mail kensetsu@city.hakui.lg.jp

HPはこちら▶▶
羽咋市 宅地開発

